

## 第 11 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 21 年 4 月 14 日に開催されました第 11 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

### 記

- 1 第 10 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要及び決定事項の確認
- 2 第 11 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
  - ① 次回の第 12 回特別委員会に向け、会派に関して各会派で議論を行い、どのような意見があったか報告を行う。会派に所属していない議員については、副委員長が意見を聴き取る。
  - ② 第 11 回特別委員会の配布資料である議会基本条例の考え方（条例骨子案）に基づいて、各項目ごとに関連する法令、市条規などがわかる資料を事務局に作成させ、次回の特別委員会までに配布する。
  - ③ 議会基本条例の考え方（条例骨子案）について各会派で議論を行い、どこに主眼を置いて議論を深めていくのか、次回の特別委員会で報告を行う。
  - ④ 特別委員会のもとに特別委員会の事前及び事後に意見のすり合わせを行う場として、理事会又は幹事会を設置する。理事会又は幹事会は、各会派からそれぞれ代表 1 名と正副委員長の 5 名で構成する。各会派は、代表を選出する。
- 3 第 12 回議会のあり方等検討特別委員会の開催日程について  
次回の開催日程を 5 月 14 日から 19 日の間で調整する。後日、事務局から日程の確認を各委員に行う。
- 4 第 12 回議会のあり方等検討特別委員会の検討テーマについて
  - ① 各会派における会派に関する意見を踏まえ、会派と議会運営との関わり方について再度整理する。
  - ② 条例骨子の議論に一部入り、議論のポイントについて整理する。